

2 建政技第 97 号
令和 2 年(2020 年) 6 月 26 日

建設部現地機関の長 様

技術管理室長

建設資材の県内産優先使用等の取扱いについて（通知）

このことについて、災害復旧工事においては報告書の提出は不要として、下記の通り取り扱うこととしますので、事務処理においてご留意願います。なお、県内産優先使用等の方針が変わるものではないことを申し添えます。

記

1 内容

- (1) 土木工事共通仕様書材料編第 2 章第 13 節その他 2-2-13-5 建設資材の県内産優先使用の「(3)」は、災害復旧工事には適用しない。
- (2) 平成 24 年 10 月 15 日付け 24 建政技第 211 号「建設工事の下請契約における県内企業の優先採用について（通知）」別紙の 2 (3) は、災害復旧工事には適用しない。

2 適用年月日

本通知日時点で継続中及び今後公告、契約する災害復旧工事に適用する。

3 その他

土木工事共通仕様書は令和 2 年 10 月 1 日改定予定です。

建設政策課技術管理室 青木 謙通（室長） 玉川 博之（担当） TEL：026-235-7312 防災無線：8-231-3329 FAX：026-235-7482 E-mail：gijukan-kijunshido@pref.nagano.lg.jp
